

令和7年度(2025年度)

# 環 境 速 報

## 第215号

令和7年(2025年)7月31日(木)発行

### 目次

|                                                                                                                |    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| ◇令和7年4月から7月に公布された主な環境法令の概要について                                                                                 | 1  |
| 「廃棄物処理法施行規則一部改正」、「鳥獣保護管理法一部改正」、「排水基準を定める省令一部改正」、「環境影響評価法一部改正」、「水質基準に関する省令一部改正」等                                |    |
| ◇省エネコラム      ～スマートエネルギー革命:AIとIOTがもたらす持続可能な未来～<br>中村環境コンサルタント事務所 中村秋男                                           | 8  |
| ◇行政情報      ～低濃度PCB廃棄物の処分期間終了まで残り1年8か月!～<br>(長野県産業廃棄物情報:2025年7月28日 長野県環境部資源循環推進課から転載)                           | 10 |
| ◇知っておきたい環境法規制の基礎知識(第21回)<br>～排出水の汚染状態の測定について～                                                                  | 11 |
| ◇協会主催セミナー・研修会情報                                                                                                | 12 |
| ○エコアクション21認証取得研修会 事前合同説明会<br>○エコアクション21セミナー第3回・第4回(第1回・第2回は終了)<br>○化学物質管理関連研修会(オンライン研修会)<br>○環境課題解決研究会 テーマ募集中! |    |
| ◇環境法令改正情報(令和7年4月1日～7月28日)                                                                                      | 16 |
| ◇会報サン(令和8年1月発行予定)の原稿を募集します                                                                                     | 19 |
| ◇協会からのお知らせ/編集後記                                                                                                | 20 |

☆☆ 2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指し取り組もう! ☆☆

## 一般社団法人 長野県産業環境保全協会



エコアクション21  
地域事務局No.001

[エコアクション21地域事務局長野産環協]

〒380-0936 長野市大字中御所字岡田131-10長野県中小企業会館5階

電話: 026-228-5886

Fax: 026-228-5872

メール: nasankan@alps.or.jp

ホームページ: <http://www.alps.or.jp/nasankan/>

エコアクション21 メール: ea21nasa@nasankan.or.jp

業務専用 ホームページ: <http://www.alps.or.jp/nasankan/ea21nasa/>

# エコアクション21 無料個別相談会のご案内

## 1 開催日時 原則、毎月第3水曜日

| 開催日              | 相談時間帯         | 備考（相談時間など）              |
|------------------|---------------|-------------------------|
| ① 2025年8月20日（水）  | 午後1時30分～4時30分 | 1件につき1時間以内<br>1事業者様1回限り |
| ② 2025年9月17日（水）  |               |                         |
| ③ 2025年10月15日（水） |               |                         |
| ④ 2025年11月19日（水） |               |                         |

2 開催場所 長野県中小企業会館5階 〒380-0936 長野県長野市大字中御所字岡田131-10  
（一般社団法人 長野県産業環境保全協会 事務室までおいください。会場までご案内します。）

3 申込方法 完全予約制、各回期日の1週間前までに下記「エコアクション21無料個別相談会申込書」にご記入いただき、FAX又はメールにてお申込みをお願いします。

4 その他 ①当日は、専門家（エコアクション21審査員等）又は事務局が対応します。

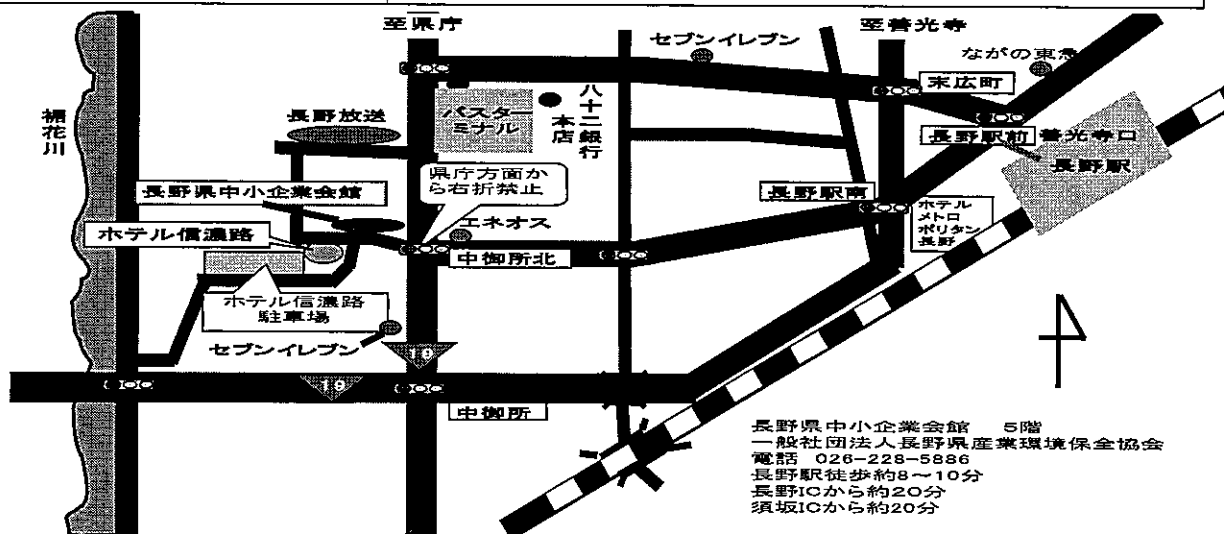
②リモート（Zoom）での個別相談も可能。申込時にリモート希望と記入願います。

③お問合せ：一般社団法人長野県産業環境保全協会（エコアクション21地域事務局 長野産環協）  
〒380-0936 長野県長野市大字中御所字岡田131-10 長野県中小企業会館5階  
Tel：026-228-5886 Fax：026-228-5872 e-mail:ea21nasa@nasankan.or.jp

【切り取らずこの用紙のままお送りください。送信票の添付は不要です。】

## エコアクション21 無料個別相談会申込書

|                   |                                 |
|-------------------|---------------------------------|
| 相談希望日（何れかに○印）     | 希望時間帯（午後1時30分～午後4時30分の間での希望あれば） |
| ① 8月20日（水）        | 午後 時 分頃 ～ 午後 時 分頃               |
| ② 9月17日（水）        |                                 |
| ③ 10月15日（水）       |                                 |
| ④ 11月19日（水）       |                                 |
| 事業所名              |                                 |
| 業種・事業内容           |                                 |
| 所在地               |                                 |
| 出席者職・氏名           |                                 |
| 連絡先（Tel・Fax・mail） |                                 |
| その他連絡事項など         |                                 |



## 令和7年4月～7月までに公布された主な環境法令の概要について

協会ホームページ「環境法令の改正情報」欄に掲載した、令和7年4月から7月28日（月）までに公布された環境法令（法律・政令・規則・告示・長野県条例・同規則）中、主要な改正法令の概要を、所管行政庁のホームページで報道発表された情報等により紹介します。

（文責：一般社団法人長野県産業環境保全協会 専務理事 古川雅文）

### 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（令和7年4月22日公布：環境省令第15号）

#### （1）概要

##### ①委託契約書に含まれるべき事項が追加された。

産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合、当該事業者（委託者）が「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）」の第一種指定化学物質等取扱事業者である場合で、委託する産業廃棄物に第一種指定化学物質を含む等の場合は、当該委託契約書には、当該物質の名称及び量又は割合を記載することが追加された。

##### ②電子マニフェストを使用する産業廃棄物の排出事業者からその処分を受託した者（処分受託者）が行う情報処理センターへの報告事項として、最終処分に係る情報が追加された。

この改正により、最終処分又は再生を行うまでのすべての処分について「処分方法」、「処分方法ごとの処分量」及び「処分後の産業廃棄物又は再生された物の種類及び数量」等の情報が電子マニフェストに追加され、排出事業者が産業廃棄物処理の流れをより詳細に把握できることになる。

#### （2）施行期日

##### ①に係るもの 令和8年1月1日

なお、施行の際、締結されている契約については、契約更新までの間は改正前の規定が適用されるため、施行日に再度契約を結びなおす必要はない。契約更新の際に当該項目を追加して契約すればよい。

##### ②に係るもの 令和9年4月1日

### 2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律

（令和7年4月25日公布：法律第28号）

#### （1）法改正の背景

近年、クマやイノシシが人の日常生活圏に出没し、人身被害が発生するなど、生活環境の保全上の支障が生じる事例が増加しており、とりわけ令和5年度には、クマによる人身被害の件数が過去最多となった。現行の鳥獣保護管理法は、住居集合地域等における銃猟、人や建物等に向かってする銃猟等を禁止しているが、出没したクマ等が建物に立てこもるなど膠着状態にある場合において、予防的で迅速な対応が求められている。

本法律は、このような背景を踏まえ、クマ等の銃猟に関する制度を見直し、人の日常生活圏にクマ等が出没した場合に、地域住民の安全の確保の下で銃猟を可能とするもの。

## (2) 概要

クマ等が人の日常生活圏に侵入し、クマ等による人の生命又は身体への危害を防止する措置が緊急に必要で、銃猟以外の方法では的確かつ迅速にクマ等の捕獲等を行うことが困難であり、避難等によって地域住民に弾丸が到達するおそれがない場合において、市町村長が、クマ等の銃猟を捕獲者に委託して実施させること（緊急銃猟）ができることとした。

また、緊急銃猟の実施にあたり、地域住民の安全確保のための通行制限及び避難指示、都道府県知事への応援要請、損失補償等の関連規定を整備した。

## (3) 施行期日

令和7年9月1日（令和7年7月11日政令第254号）

【出典：環境省ホームページ 令和7年2月21日環境省報道発表資料 他】

## (4) 参考

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

（令和7年7月11日公布：政令第255号）

### 概要

①危険鳥獣としてヒグマ、ツキノワグマ及びイノシシを定めた。

②緊急銃猟を実施する者の要件を定めた。

③緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害を防止するための通行の禁止又は制限の手続を定めた。

④施行期日 令和7年9月1日

【出典：令和7年7月11日（金）官報 号外第160号】

## 3 排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（令和7年5月26日公布：環境省令第17号）

### (1) 経緯・背景

水質汚濁防止法によるほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の一般排水基準については、排水基準を定める省令の一部を改正する省令（平成13年環境省令第21号）により設定しました。その際、同令の附則において、直ちに一般排水基準を達成することが著しく困難であった一部の工場・事業場（40業種）に対し、暫定措置として暫定排水基準を設定した。

その後、暫定排水基準の見直しを順次実施し、現在は10業種について暫定排水基準を設定している。

本改正は、現行の暫定排水基準が適用されている10業種のうち8業種について、暫定排水基準が令和7年6月30日（月）をもって適用期限を迎えることから、期限後に適用される排水基準について定めるもの。

※2業種（旅館業及び下水道業）に対しては暫定排水基準が当分の間、適用されている。

### (2) 改正の概要

現行の暫定排水基準が令和7年6月30日（月）をもって適用期限を迎える8業種のうち、7業種について、一

部の基準値を強化しつつ暫定排水基準の適用期間を延長することにした。延長後の適用期間は、令和 10 年 9 月 30 日(土)までとした。

ほか 1 業種(ジルコニウム化合物製造業)は一般排水基準へ移行することとした。

### (3) 施行期日

令和7年7月1日(火)

【出典:環境省ホームページ 令和7年5月26日環境省報道発表資料】

## 4 環境影響評価法の一部を改正する法律 (令和7年6月20日公布:法律第73号)

### (1) 概要

#### ①環境影響評価方法書の作成前の手続きの見直し

既存工作物について、当該既存工作物を除却し、又はその使用を廃止し、当該既存工作物が設置されている区域又はその近接区域において当該既存工作物と同種の工作物の新設を当該工作物に係る第一種事業として実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、「事業実施想定区域及びその周囲の概況」及び「計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をまとめたもの」に代えて、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書を作成しなければならない。

ア:事業実施想定区域 イ:当該第一種事業に係る環境の保全のための配慮の内容

#### ②環境影響評価に係る書類等の公開

環境大臣は、事業者等が次のア～オまでに掲げる手続きを経たときは、ア～オまでに掲げる書類を、それぞれ政令で定める期間、インターネットの利用その他の方法により公開できるものとし、この場合は、あらかじめ、当該書類を作成した事業者等の同意を得なければならない。

ア:第3条の4第1項の規定による公表 当該公表がされた配慮書

イ:第7条の規定による公表 当該公表がされた環境影響評価方法書

ウ:第16条の規定による公表 当該公表がされた環境影響評価準備書

エ:第27条の規定による公表 当該公表がされた環境影響評価書

オ:第38条の3第1項の規定による公表 当該公表がされた報告書

### (2) 施行期日 一部を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日

【出典:官報 令和7年6月20日 官報 号外第137号】

## 5 [1]水質基準に関する省令の一部を改正する省令 (令和7年6月20日公布:環境省令第19号)

### [2]水道法施行規則の一部を改正する省令 (令和7年6月20日公布:環境省令第20号)

### (1) 概要

①環境省は、ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)について、水道水の水質基準を新たに設定するため、6月20日、関係する省令を公布した。

これにより、令和8年4月から、水道事業者等に対して、PFOS 及び PFOA に関する水質検査の実施及び

基準を遵守する義務が新たに課される。

②また、公共用水域等における PFOS 及び PFOA について、「指針値（暫定）」に代え、「指針値」を設定。

## (2) 改正の経緯

有機フッ素化合物である PFOS 及び PFOA については、令和2年から水道水における水質管理目標設定項目に位置付け、暫定目標値（PFOS 及び PFOA の合算値で 50 ng/L 以下）を設定するとともに、公共用水域・地下水についても、要監視項目に指定し、PFOS 及び PFOA の合計値で 50 ng/L という指針値（暫定）を設定した。令和6年6月に内閣府食品安全委員会が有機フッ素化合物（PFAS）に係る食品健康影響評価を取りまとめたことを踏まえ、PFOS 及び PFOA の取扱い等について検討を進め、令和7年5月8日に、中央環境審議会において「水道における水質基準等の見直しについて（第1次答申）」及び「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて（第7次答申）」が答申されたことから、この内容を踏まえ、今般、対応したもの。

## (3) 改正の内容

### ①水道水における PFOS 及び PFOA に関する改正等の内容

ア 水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）について、PFOS 及び PFOA に係る基準を以下のとおり、新たに設定した。

| 項目                                                        | 基準値                         |
|-----------------------------------------------------------|-----------------------------|
| ペルフルオロ（オクタン—1—スルホン酸）（別<br>名PFOS）<br>及びペルフルオロオクタン酸（別名PFOA） | <u>0.00005mg/L※以下であること。</u> |

※0.00005mg/L = 50ng/L

イ 水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）について、PFOS 及び PFOA の検査の回数はおおむね 3か月に1回以上を基本とするなど、所要の改正を行った。

ウ ア及びイの施行日：令和8年4月1日（水）

② 公共用水域・地下水における PFOS 及び PFOA に関する指針値として、PFOS 及び PFOA の合計値で 50ng/L と設定し、関連する通知を発出した。（\*次頁に掲載）

【出典：環境省ホームページ 令和7年6月30日環境省報道発表資料】

環水大管発第 2506309 号  
令和 7 年 6 月 30 日

都道府県知事  
水質汚濁防止法政令市長 殿

環境省水・大気環境局長  
( 公 印 省 略 )

### 水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知）

水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについては、令和 7 年 5 月 8 日付けで、中央環境審議会会長から環境大臣に対し「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて（第 7 次答申）」（以下「答申」という。）が提出された。

当該答申において、公共用水域及び地下水における要監視項目として設定されているペルフルオロオクタンスルホン酸（以下、「PFOS」という。）及びペルフルオロオクタン酸（以下、「PFOA」という。）の指針値（暫定）については、今般、令和 6 年 6 月に内閣府食品安全委員会が「有機フッ素化合物（PFAS）に係る食品健康影響評価」（以下、「評価書」という。）を取りまとめたことを踏まえ、指針値（暫定）の取扱いを見直すことが適当であるとされた。

当該答申を踏まえ、以下のとおり、要監視項目についての所要の改正を行うこととしたので、貴職におかれては、下記事項に留意の上、環境基準等の円滑かつ適切な施行に万全を期されるようお願いする。

### 記

#### 1. 基本的な考え方

令和 2 年に PFOS 及び PFOA の指針値（暫定）を設定した際は、毒性学的に明確な基準値及び指針値の設定は困難であったが、各国・各機関が行った評価の中で妥当と考えられるものを参考とし、当時の知見を基に、PFOS 及び PFOA の合算値として 0.00005mg/L<sup>\*</sup>が設定された。（「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知）（令和 2 年 5 月 28 日付け環水大水発第 2005281 号及び環水大土発第 2005282 号）」）。

今般、内閣府食品安全委員会の評価書を踏まえると、毒性学的に明確な基準値又は指針値の設定が可能と判断されることから、PFOS 及び PFOA の「指針値（暫定）」を「指針値」とすることとした。また、指針値の導出においては、寄与率・体重・1 日あたりの摂取量等については基本的な考え方を適用した上で、内閣府食品安全委員会

の評価書を踏まえると、PFOS、PFOA それぞれ 0.00005mg/L※となるところ、より安全側の観点から PFOS と PFOA の合計値として 0.00005mg/L※とすることとした。

(※0.00005mg/L = 50ng/L)

## 2. 新たな要監視項目及び指針値

今般の PFOS 及び PFOA の指針値（暫定）の取扱いの見直しに伴い、人の健康の保護に関する要監視項目及びその指針値の一覧は、別表 1 のとおりとする。

また、その測定方法、測定値の取扱い及び測定結果の報告については、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知）（令和 2 年 5 月 28 日付け環水大発第 2005281 号及び環水大土発第 2005282 号）」別表 2 付表 1（「別添）ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）の測定方法において留意すべき事項」を含む）を参照されたい。

## 3. 運用上の取扱い

要監視項目の水質測定は、地域の実情に応じ必要と考えられる項目について関係機関等の連携を図りつつ効果的に実施し、公共用水域等の環境管理の参考とされたい。また、測定結果については当職あてに報告するようお願いする。

PFOS 及び PFOA については、従前から、排出源となり得る施設が立地している地域又は過去に指針値を超える値で PFOS 等が検出された地域などにおける調査の充実や、水道水の取水が行われている地域や地下水の飲用が行われている地域の周辺における水質測定の充実をお願いしているところである。特に、PFOS 及び PFOA の主な摂取経路は食品や飲み水経由と考えられていることから、水道水に関する PFOS 及び PFOA の水質基準の設定（令和 8 年 4 月 1 日施行）とも相まって、測定計画の検討に当たって「「PFOS 及び PFOA に関する対応の手引き（第 2 版）」の送付等について（令和 6 年 11 月 29 日付け環水大管発第 2411291 号）」のとおり、水道水の取水が行われている地域や地下水の飲用が行われている地域の周辺における水質測定の充実に留意するとともに、指針値を超過した場合の対応については同手引きを参照するなど、飲用摂取防止に努められたい。

なお、水質測定計画の検討に当たり、水道水の取水が行われている地域については、水道事業者・水道用水供給事業者や都道府県水道行政担当部局が把握・公表している情報（公表されている水道ビジョンや、管内の水道事業者の基礎情報等）を、また、飲用井戸の設置場所等については、「飲用井戸等衛生対策要領の実施について」（昭和 62 年 1 月 29 日衛水第 12 号 厚生省生活衛生局長通知）等により都道府県及び市が把握している情報を、それぞれ活用することが考えられ、また、指針値を超過した場合の情報共有が適時適切に行われることが重要であることから、適宜、これら関係者との連携を図るよう留意されたい。

別表 1  
公共用水域

| 項目                                       | 指針値              |
|------------------------------------------|------------------|
| クロロホルム                                   | 0.06 mg/l 以下     |
| トランス-1, 2-ジクロロエチレン                       | 0.04 mg/l 以下     |
| 1, 2-ジクロロプロパン                            | 0.06 mg/l 以下     |
| p-ジクロロベンゼン                               | 0.2 mg/l 以下      |
| イソキサチオン                                  | 0.008 mg/l 以下    |
| ダイアジノン                                   | 0.005 mg/l 以下    |
| フェニトロチオン(MEP)                            | 0.003 mg/l 以下    |
| イソプロチオラン                                 | 0.04 mg/l 以下     |
| オキシ銅(有機銅)                                | 0.04 mg/l 以下     |
| クロロタロニル(TPN)                             | 0.05 mg/l 以下     |
| プロピザミド                                   | 0.008 mg/l 以下    |
| EPN                                      | 0.006 mg/l 以下    |
| ジクロルボス(DDVP)                             | 0.008 mg/l 以下    |
| フェノブカルブ(BPMC)                            | 0.03 mg/l 以下     |
| イプロベンホス(IBP)                             | 0.008 mg/l 以下    |
| クロルニトロフェン(CNP)                           | —                |
| トルエン                                     | 0.6 mg/l 以下      |
| キシレン                                     | 0.4 mg/l 以下      |
| フタル酸ジエチルヘキシル                             | 0.06 mg/l 以下     |
| ニッケル                                     | —                |
| モリブデン                                    | 0.07 mg/l 以下     |
| アンチモン                                    | 0.02 mg/l 以下     |
| 塩化ビニルモノマー                                | 0.002 mg/l 以下    |
| エピクロロヒドリン                                | 0.0004 mg/l 以下   |
| 全マンガン                                    | 0.2 mg/l 以下      |
| ウラン                                      | 0.002 mg/l 以下    |
| ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA) | 0.00005 mg/l 以下※ |

※PFOS 及び PFOA の合計値とする。

地下水

| 項目                                       | 指針値              |
|------------------------------------------|------------------|
| クロロホルム                                   | 0.06 mg/l 以下     |
| 1, 2-ジクロロプロパン                            | 0.06 mg/l 以下     |
| p-ジクロロベンゼン                               | 0.2 mg/l 以下      |
| イソキサチオン                                  | 0.008 mg/l 以下    |
| ダイアジノン                                   | 0.005 mg/l 以下    |
| フェニトロチオン(MEP)                            | 0.003 mg/l 以下    |
| イソプロチオラン                                 | 0.04 mg/l 以下     |
| オキシ銅(有機銅)                                | 0.04 mg/l 以下     |
| クロロタロニル(TPN)                             | 0.05 mg/l 以下     |
| プロピザミド                                   | 0.008 mg/l 以下    |
| EPN                                      | 0.006 mg/l 以下    |
| ジクロルボス(DDVP)                             | 0.008 mg/l 以下    |
| フェノブカルブ(BPMC)                            | 0.03 mg/l 以下     |
| イプロベンホス(IBP)                             | 0.008 mg/l 以下    |
| クロルニトロフェン(CNP)                           | —                |
| トルエン                                     | 0.6 mg/l 以下      |
| キシレン                                     | 0.4 mg/l 以下      |
| フタル酸ジエチルヘキシル                             | 0.06 mg/l 以下     |
| ニッケル                                     | —                |
| モリブデン                                    | 0.07 mg/l 以下     |
| アンチモン                                    | 0.02 mg/l 以下     |
| エピクロロヒドリン                                | 0.0004 mg/l 以下   |
| 全マンガン                                    | 0.2 mg/l 以下      |
| ウラン                                      | 0.002 mg/l 以下    |
| ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA) | 0.00005 mg/l 以下※ |

※PFOS 及び PFOA の合計値とする。

## 省エネコラム～

今回のテーマ『スマートエネルギー革命:AIとIoTがもたらす持続可能な未来』

中村環境コンサルタント事務所 中村秋男\*

### ●AIとIoT 省エネとの関係

今回のテーマとしてAIやIoTの活用について考えてみたい。すでに多くの現場でAIが使われている。AIの活用は定型作業の自動化やデータ処理の高速化、膨大なデータの解析、予測、製品やサービスの価値創造など多くの場面で利用されている。省エネでは、365日の時刻別データから電力の使用状況の解析や問題点の抽出、デマンド管理の最適化など簡単に出来る。現在では解析用のソフトを使用して様々のデータを作成するが、その解析は人間が行っている。人が行う場合は、経験年数や、知識により偏りが生ずるが、AIの場合は幅広く、偏見無く解析できるのではないかな。

IoTは、機械の稼働状況や状態をリアルタイムにデータ収取する。実際の事例ではボイラの運転データを通信回線で送り、そのデータから機器の状態を把握する仕組みは以前からあり、多くの現場で活用されている。同じような仕組みは、コンプレッサや空調機でも行われている。

照明の人感センサーによる点灯は、トイレや廊下で効果的であり、事務室の中でも応用できる。人がいる場所のみ電灯する仕組みにしておけばムリなく節電が出来る。

このように考えると、AIとIoTは最適の組み合わせではないかな。

### ●AIの利用について

#### ★ステップ1:まずは「使ってみる」

| ツール                 | 活用例             | 難易度          |
|---------------------|-----------------|--------------|
| ChatGPT / Copilot   | Excel × Copilot | ★☆☆(話しかけるだけ) |
| Bing Image Creator  | イメージ図やアイコンの生成   | ★☆☆(プロンプト入力) |
| Notion AI / Word AI | イメージ図やアイコンの生成   | ★★☆(業務連携)    |
| Excel × Copilot     | データ分析やグラフ作成の補助  | ★★☆(業務応用)    |

→ まずは「AIに話しかけてみる」「画像を作ってみる」など、遊び感覚で触れるのがコツです。

#### ステップ2:AIの“しくみ”をざっくり理解

- ・「AIは人間の思考を模倣する技術」
- ・「機械学習＝データからパターンを学ぶ」
- ・「生成AI＝文章や画像を“創る”AI」

→ 難しい数式よりも、“何が出来るか”を知ることが親しみの第一歩です。

おすすめ記事:初心者向けAI入門ガイド

#### ★ステップ3:ゲーム感覚で慣れる

- ・AIスタンプラリー:「AIでできること」を試してスタンプ獲得
- ・AIクイズ:「これはAIでできる?できない?」をみんなで考える

・AI ワークショップ:画像生成・文章要約などを実際に体験

★ステップ 4:業務にちよつとずつ組み込む

・Teams 会議の議事録を AI で自動生成

・SharePoint の文書を AI で要約

・PowerPoint の構成案を AI に相談

→ 「AI=業務の相棒」として使うことで、自然に慣れていきます。

## ●AI と IoT による省エネの主なアプローチ

### 1. エネルギー使用の「見える化」と最適化

・IoT センサーで電力・ガス・水道などの使用量をリアルタイムで収集

・AI 分析により、無駄な使用やピーク時間帯を特定

・EMS (エネルギーマネジメントシステム) と連携し、自動制御やアラート通知

### 2. 空調・照明の自動制御

・人感センサー+AI で在室状況に応じた照明・空調の ON/OFF

・天候・外気温・日射量などのデータをもとに空調の最適運転

・学習型 AI により、季節や曜日ごとの使用パターンを予測して制御

### 3. 設備の予防保全と効率運転

・IoT で設備の稼働状況・温度・振動などを常時監視

・AI が異常兆候を検知し、故障前にメンテナンスを提案

・劣化によるエネルギー効率低下を防止

### 4. データに基づく行動変容の促進

・ダッシュボード(グラフやチャート)で部署別・個人別の省エネ状況を可視化

・AI が省エネ行動の提案(例:会議室の予約キャンセル時に照明 OFF)

・ゲーミフィケーション(ゲームの要素を使用)で省エネ競争や表彰制度を導入

●省エネ法の特定事業者には、「2026 年度に太陽光発電設備の導入目標を設定し、中長期計画書に記載・報告が義務化されました。」少しずつでも制度に適用していく事が求められます。受け身ではなく、変わっていかなければなりません。新しい事に挑戦する事は必要な事です。今回のコラムでは「Copilot」を使用しました。

\*中村環境コンサルタント事務所 E-mail:[akiomail@ina.janis.or.jp](mailto:akiomail@ina.janis.or.jp)

◆低濃度PCB廃棄物の処分期間終了まで残り1年8か月!◆

低濃度PCB廃棄物の処分期間は令和9年3月31日で終了します。

建物や倉庫にある製造後30年以上経過した電気機器にはPCB汚染の可能性があるため、製造年の確認、メーカー問い合わせやPCBの濃度分析等の調査が必要となります。計画的に電機機器の交換や調査を実施したうえで、低濃度PCB廃棄物と判明した場合は処分期間終了までに処分をお願いします。

※詳細は環境省ホームページをご覧ください。

<https://policies.env.go.jp/recycle/pcb/teinoudo-soukishori/>

<意外なところから PCB 機器が発見されています!>

昭和47年以降に建て直した施設内やLED化した施設の天井等から、過去に使用していた古いPCB機器が発見される事例があります。また、電気事業法の電気工作物ではないX線発生装置、溶接機、昇降機（エレベーター、エスカレーター）やポンプ（高架水槽用、地下水用、消火用）等の分電盤内などからもPCB機器が発見されています。保管・保有している機器について再確認をお願いします。

※詳細は環境省ホームページをご覧ください。

<https://policies.env.go.jp/recycle/pcb/teinoudo-soukishori/about/examples.html>

<PCB 機器を新たに発見した場合>

管轄する地域振興局の環境・廃棄物対策課もしくは資源循環推進課へご連絡をお願いします。

（長野市の事業者は長野市環境部廃棄物対策課へ、松本市の事業者は松本市環境エネルギー部廃棄物対策課へご連絡をお願いします。）

## 知っておきたい環境法規制の基礎知識（第21回）

### ～排出水の汚染状態の測定について～

#### 1. はじめに

水質汚濁防止法では、特定施設を設置する工場又は事業場から公共用水域へ排出する水（排出水）については、汚染状態を測定し、その結果を記録し、保存しなければならない、と規定されている（法第十四条第一項）。ここでは、測定の回数や測定方法、記録の保存について解説をする。

#### 2. 排出水の汚染状態の測定について

排出水の汚染状態の測定及びその結果の記録等については、水質汚濁防止法施行規則第九条に詳細が記載されている。以下に要点を記す。また、水質汚濁防止法施行規則第九条の条文より抜粋したものを下記に記載する。

- ① 排出水の汚染状態の測定は、排水基準が適用されている項目のうち、特定施設の設置等の届出の際に排水口ごとに届け出されている項目について、1年に1回以上測定をする。
- ② 測定は排水基準の検定方法により行い、排出水の汚染状態が最も悪いと推定される時期、時刻に採取した検体について行う。
- ③ 測定の結果は3年間保存をする。

以下、水質汚濁防止法施行規則第九条の条文より抜粋（特定地下浸透水に関する記述は省略）。

- 一 排出水の汚染状態の測定は、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項のうち、様式第一別紙四により届け出たものについては一年に一回以上、その他のものについては必要に応じて行うこと。

二 前号の測定は、特定事業場の規模、排出水の汚染状態その他の事情により、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項のうち、様式第一別紙四により届け出たものについて都道府県又は令第十条に規定する市（以下この号及び第五号において「都道府県等」という。）が条例で前号に掲げる当該事項に係る測定の回数より多い回数を定めたとき又はその他のものについて都道府県等が条例で測定の回数を定めたときは、当該回数で行うこと。

三 前二号の測定は、排水基準の検定方法により行うこと。

七 測定のための試料は、測定しようとする排出水又は特定地下浸透水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採取すること。

八 測定の結果は、様式第八による水質測定記録表により記録すること。ただし、計量法第百七条の登録を受けた者から様式第八の採水者、分析者及び測定項目の欄に記載すべき事項について証明する旨を記載した同法第百十条の二の証明書の交付を受けた場合にあっては、当該事項の水質測定記録表への記載を省略することができる。

九 前号の測定の結果の記録は、当該測定に伴い作成したチャートその他の資料又は前号ただし書に定める証明書（計量法第百七条ただし書に定める者から交付を受けた当該証明書に相当する書面を含む。）とともに三年間保存すること。

#### 3. おわりに

排出水の汚染状態は、排水処理施設を有している場合においても、工場又は事業場の作業内容や季節等によって変動が生じると考えられる。状況に応じて測定回数等を決めていただいていると思うが、今一度法律を確認し、適切な管理をお願いしたい。



エコアクション21  
地域事務局No.001

# エコアクション21認証取得研修会 事前合同説明会

## ゼロカーボンに向かう

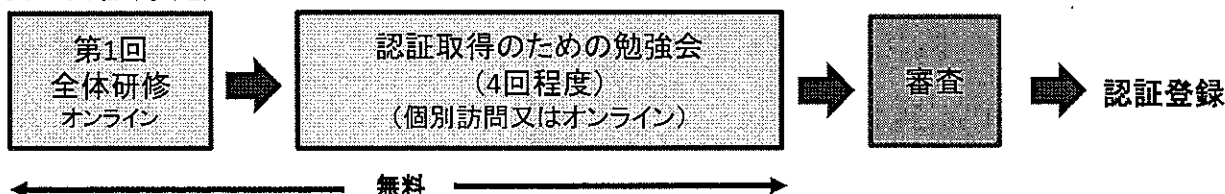
8月21日(木)13:30 オンライン(Zoom)開催

過去80%以上の参加事業者がゴール

環境省が策定した環境マネジメントシステムであるエコアクション21を使ってゼロカーボンを目指さす企業、団体を募集します。研修会は無料でエコアクション21の認証・登録のための支援させていただきます。説明会を開催いたしますので、ぜひ、ご参加ください。(参加無料)

|                |                                                           |                        |
|----------------|-----------------------------------------------------------|------------------------|
| 13:30<br>13:45 | エコアクション21認証取得研修会の概要                                       | 地域事務局長野産環協             |
| 13:45<br>14:45 | 脱炭素の第1歩！エコアクション21で会社をグリーン化<br>CO2見える化、削減目標・計画策定、実行と見直し、公表 | エコアクション21審査員<br>宇野親治 氏 |

研修会の内容(予定)



<https://forms.gle/egF7XrGPhiDr6tSf9>



下記に必要事項を記入し、FAX、Eメールしていただいても結構です。

|          |               |
|----------|---------------|
| 氏 名      |               |
| 企業・団体名   |               |
| Eメールアドレス |               |
| 所 在 地    |               |
| 紹介団体名    | 記入は必須ではありません。 |

この説明会に関する問い合わせ及びFAX、Eメール送付先  
一般社団法人長野県産業環境保全協会  
TEL 026-228-5886 FAX 026-228-5872  
Email: ea21nasa@nasankan.or.jp

主催 長野県エコアクション21普及戦略会議 : 長野県(環境部、産業労働部)  
長野県経営者協会、長野県中小企業団体中央会、長野県商工会議所連合会、長野県商工会連合会  
長野県建設業協会、長野県資源循環保全協会、八十二銀行、長野銀行、長野県信用金庫協会、  
長野県信用組合、信州EA21研修会、長野県産業環境保全協会

## エコアクション21 セミナー



## エコアクション21を使って SDGs、脱炭素に取り組む



ゼロカーボン

SDGs はあらゆる社会課題を同時に解決することを目指しており、その中で気候変動対策は大きなゴールの一つです。国も長野県も気候変動対策は緊急課題として位置付け、ゼロカーボンに向かって具体的な目標を設定しております。これらの目標を実現に向かうことは企業にとっては大きなチャレンジとなりますが、その方法の一つとして、環境省が策定した環境マネジメントシステムであるエコアクション21の仕組みが注目されています。

今年度のセミナーは4回シリーズで残りは次の2回です。

9月10日 第3回 省エネ・再エネ事例、10月8日 第4回 経営に活かす実践塾

SDGs や脱炭素やエコアクション21にこれから取り組みたいと考えている方、すでに取り組んでおり、活動内容の向上を考えている方、いずれも参加が可能です。

経営者、企業及び自治体の担当者の方々等大勢の皆様のご参加をお待ちしております。

**第1回、第2回は終了しました。** 各回すべてオンライン(Zoom)開催

### 第3回 省エネ事例

2025年9月10日(水) 13:30 ~ 15:20

|                 |                                                      |                                 |
|-----------------|------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 13:30<br>~14:30 | エコアクション21でゼロカーボンに取り組む<br>中小企業での省エネ・再エネ事例紹介(取り組み易いもの) | エコアクション21 審査員<br>小林 和男氏         |
| 14:40<br>~15:20 | 事例発表 CO <sub>2</sub> の削減及び活動紹介<br>地道な改善を積み重ねる        | デイリーフーズ株式会社<br>環境保全課課長代理 鎌林健一郎氏 |

### 第4回 エコアクション21の実践塾

2025年10月8日(水) 13:30 ~ 15:20

|                 |                                                  |                         |
|-----------------|--------------------------------------------------|-------------------------|
| 13:30<br>~14:30 | エコアクション21を経営に活かすための実践塾<br>データ、環境経営レポート、審査を経営に活かす | エコアクション21 審査員<br>宇野 親治氏 |
| 14:40<br>~15:20 | 事例紹介 株式会社トライアン相互の取り組み<br>ゼロカーボンに向かって大きく前進        | エコアクション21 審査員<br>小澤 弘延氏 |

## 1. 定員 各50名

各回全て参加無料

## 2. セミナー申込方法

(1)オンライン申込 参加ご希望の方は各開催日の1週間前までに

下記のフォームからお申込みください。 <https://forms.gle/cJUUDTj2giSgS38W9>



申込 QRコード

(2)FAX 又は Eメールによる申込

当協会 HP から開催案内をダウンロードして以下に FAX 又は Eメールご送付ください。

\*開催案内 協会 HP → エコアクション21の研修会・講習会情報 → 2025年度エコアクション21セミナー参加者募集

問合せ・申込先

〒380-0936 長野市中御所岡田 131-10 (一社) 長野県産業環境保全協会 講習会係

Tel 026-228-5886 Fax 026-228-5872 E-mail [ea21nasa@nasankan.or.jp](mailto:ea21nasa@nasankan.or.jp)

主催：長野県 (一社) 長野県産業環境保全協会 (EA21 地域事務局長野産環協)  
共催：(一社) 長野県環境保全協会 (一社) 長野県資源循環保全協会 (一社) 長野県建設業協会 長野県工業会  
後援：(一社) 長野県経営者協会 長野県中小企業団体中央会  
(一社) 長野県商工会議所連合会 長野県商工会連合会

## 令和7年度(2025年度)化学物質管理関連研修会(オンライン研修会)

1 開催日:令和8年(2026年)1月21日(水)・22日(木) 両日とも10:00~15:00

\*本研修会は、2日間で実施します。(どちらか1日のみの参加はできません。)

2 プログラム すべてオンライン(Zoom)で実施します。

| 第1日(21日)    | 内 容                                                                                                                                     |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 10:00~10:10 | ガイダンス 事務局説明                                                                                                                             |
| 10:10~12:00 | 午前の講義<br>○化学物質規制法の早分かり(最新情報と対応のポイント)序論<br>・日本の化学物質規制法<br>・EUの化学物質規制法<br>・中国、韓国、台湾、アセアン主要国の化学物質規制法<br>・中国 RoHS(II)管理規制<br>・その他の国の RoHS 法 |
| 12:00~13:00 | お昼休憩                                                                                                                                    |
| 13:00~15:00 | (午前中の続き)<br>質疑応答(30分程度)                                                                                                                 |
| 第2日(22日)    | 内 容                                                                                                                                     |
| 10:10~12:00 | 午前の講義<br>○管理体制<br>・管理の考え方<br>・化学物質混入はどのような時に起きるか<br>○情報伝達<br>・顧客要求への対応<br>・サプライチェーンマネジメントの進め方                                           |
| 12:00~13:00 | お昼休憩                                                                                                                                    |
| 13:00~15:00 | (午前中の続き)<br>○質疑応答(事前の質問についての)                                                                                                           |

3. 講師 一般社団法人 産業環境管理協会 技術参与 松浦徹也さん

4. 受講料(テキスト代・消費税込み) 当会会員:12,000円 一般:15,000円

5. 申込締切日 令和8年1月7日(水)午後5時(必着のこと)

6. 申し込み方法 当会ホームページ(<http://www.alps.or.jp/nasankan/>)から案内をダウンロードし、FAX: 026-228-5872、メール: [nasankan@alps.or.jp](mailto:nasankan@alps.or.jp) 又は郵送でお申し込みください。

7. 問い合わせ先 一般社団法人長野県産業環境保全協会事務局 担当:専務理事 古川雅文

〒380-0936 長野市大字中御所字岡田 131-10 長野県中小企業会館 5階

電話:026-228-5886 メール: [nasankan@alps.or.jp](mailto:nasankan@alps.or.jp) Fax:026-228-5872

8.主催:長野県産業環境保全協会 後援:長野県 協賛:長野県電子工業技術研究会

## 令和7年度環境課題解決研究会のテーマを募集します

今年度も環境課題解決研究会を開催いたします。会員企業の排水管理ご担当者様を中心として、参加者同士で日頃の業務上の課題などについて話し合い、互いに勉強をする場となっております。

今年度は「について」を大きなテーマとして開催いたします。その中で聞きたい話や、講師として呼びたい方などがいらっしゃいましたら是非ご意見を頂きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

開催の概要は以下のとおりとなります。

- ・日時 令和7年11月下旬 15:00～、90分程度(予定)
- ・開催方法 オンライン形式 \*Zoom 利用
- ・対象 会員企業の環境担当者 \*排水管理担当者等
- ・内容
  - (1) 排水処理についての講演会等
  - (2) 会員企業同士のグループ懇談会

### 応募について

1. 募集内容 「排水処理について」の中で聞きたい話題、呼びたい講師など
2. 応募方法 下記の連絡先にメールまたは電話でご連絡ください。
3. 締め切り 2025年8月25日(月)

〒380-0936 長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館 5階

(一社)長野県産業環境保全協会 講習会係

問い合わせ:Tel026-228-5886 E-mail [nasankan@alps.or.jp](mailto:nasankan@alps.or.jp)

# 環境法令改正情報

令和7年3月31日～7月28日

| 3月  | 改正法令                                                             | 概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----|------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 31日 | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境一） | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（略称「容器包装リサイクル法」）第11条（特定容器利用事業者の再商品化義務）第2項第2号ハ及び第13条（特定包装利用事業者の再商品化義務）第2項第2号の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正し、令和7年4月1日から施行する。                                                                                                                                                                                                  |
|     | 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（経済産業二）                  | 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づき、及び同法を実施するため、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正し、令和7年4月1日から施行する。                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|     | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則（長野県規則第29号）                        | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和47年長野県規則第1号）の一部を次のように改正する。<br>様式第6号の備考の2の(5)、様式第15号の備考の2の(5)及び様式第15号の3の備考の2の(5)中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改め、令和7年4月1日から施行する。                                                                                                                                                                                                                              |
| 4月  | 改正法令                                                             | 概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 1日  | 公害健康被害の補償等に関する法律施行規程の一部を改正する省令（環境一二）                             | 公害健康被害の補償等に関する法律を実施するため、公害健康被害の補償等に関する法律施行規程の一部を改正し、公布の日から施行する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 22日 | *<br>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境一五）                        | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（略称「廃棄物処理法」）第12条（事業者の処理）第6項、第12条の5（電子情報処理組織の使用）及び第9項並びに第24条（手数料）並びに同法施行令第6条の2（事業者の産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準）第4号への規定に基づき、並びに同法を実施するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正し、一部を除き公布の日から施行する。経過措置あり。概要：施行規則第8条の4の2（委託契約に含まれるべき事項）の改正、第8条の34の3の2（処分受託者の情報処理センターへの再生に係る報告）の新設、第8条の34の4（情報処理センターの電子情報処理組織使用義務者又は電子情報処理組織使用事業者への通知）、第8条の36（情報処理センターによる報告）、第19条（手数料の納付方法）の改正。 |
| 23日 | 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（内閣府九〇）                                    | 食品衛生法第13条（基準・規格の設定）第1項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部を改正し、一部を除き、告示の日から施行する。                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 25日 | *<br>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（二八）                      | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正し、一部を除き、公布の日から起算して9月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。法律案の概要：クマ等が人の日常生活圏に侵入し、クマ等による人の生命又は身体への危害を防止する措置が緊急に必要で、銃猟以外の方法では的確かつ迅速にクマ等の捕獲等をすることが困難であり、避難等によって地域住民に弾丸が到達するおそれがない場合において、市町村長が、クマ等の銃猟を捕獲者に委託して実施させること（緊急銃猟）ができるものとする。また、緊急銃猟の実施にあたり、地域住民の安全確保のための通行制限及び避難指示、都道府県知事への応援要請、損失補償等の関連規定を整備。                                                    |
| 5月  | 改正法令                                                             | 概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 9日  | 食品安全委員会令第一条第一項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府四五）             | 食品安全委員会令第1条（関係各大臣が食品安全委員会の意見を聴かなければならないとき）第1項の規定に基づき、食品安全委員会令第一条第一項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令の一部を改正し、公布の日から施行する。                                                                                                                                                                                                                                                             |

| 5月  | 改正法令                                                             | 概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----|------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 22日 | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境二) | 刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)の施行に伴い、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正し、刑法等の一部を改正する法律の施行の日(令和7年6月1日)から施行する。内容:規則第12条(再商品化実施者の基準)第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。                                                                                                                                     |
| 26日 | *<br>排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令(環境一七)                        | 水質汚濁防止法第3条(排水基準)第1項及び第27条(経過措置)の規定に基づき、排水基準を定める省令の一部を改正する省令(平成13年環境省令第21号)の一部を改正し、令和7年7月1日から施行する。内容:附則第2及び附則別表に係る改正。                                                                                                                                                                                                                  |
| 6月  | 改正法令                                                             | 概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 5日  | 長野県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則(長野県規則第50号)                              | 長野県立自然公園条例施行規則(昭和35年長野県規則第53号)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。<br>第16条第22号中「設備を」を「工作物(当該電柱の色彩と同等と認められない電柱の支柱を除く。)」を新築、」に改め、同条第25号中「防除」を「防除若しくは当該防除に係る調査」に改め、同条第27号中「ために」を「目的で」に、「柵又は」を「柵、」に改め、同条第54号中「行為」を「行為(正当な理由がなく行なう場合を除く。)」に改め、同条第57号中「森林」を「森林、牧野、草原若しくは農地」に改め、同条第58号中「防除」を「防除又は当該防除に係る調査」に改め、同条第104号中「の規定による」を「に規定する実施計画に従って実施する」に改める。 |
| 20日 | *<br>環境影響評価法の一部を改正する法律(七三)                                       | 環境影響評価法の一部を改正し、一部を除き公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。経過措置あり。概要:1環境影響評価方法書の作成前の手続きの見直し2環境影響評価に係る書類等の公開。                                                                                                                                                                                                                           |
|     | 環境省組織令の一部を改正する政令(二一七)                                            | 環境省組織令の一部を改正し一部を除き、令和7年7月1日から施行する。概要1環境再生・資源循環局に資源循環課を置く。2環境再生・資源循環局廃棄物規制課を廃止し、その事務を同局資源循環課及び参事官に移管する。3その他所要の規定の整備を行う等。                                                                                                                                                                                                               |
| 24日 | 環境省組織規則の一部を改正する省令(環境一八)                                          | 環境省組織規則の一部を改正し、令和7年7月1日から施行する。地域政策課に洋上風力環境調査室を設置する等の改正。                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 30日 | *<br>水質基準に関する省令の一部を改正する省令(環境一九)                                  | 水道法第4条(水質基準)第2項の規定に基づき、水質基準に関する省令の一部を改正し、令和8年4月1日から施行する。内容:PFOS及びPFOAについての基準を定めた。                                                                                                                                                                                                                                                     |
|     | *<br>水道法施行規則の一部を改正する省令(同二〇)                                      | 水道法第20条(水質検査)第1項の規定に基づき、水道法施行規則の一部を改正し、令和8年4月1日から施行する。経過措置あり。内容:施行規則第15条(定期及び臨時の水質検査)等に関する改正。                                                                                                                                                                                                                                         |
| 7月  | 改正法令                                                             | 概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 2日  | 食品衛生法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働七二)                                      | 食品衛生法第54条(営業の基準の設定)の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正し、令和8年4月1日から施行する。内容:同法施行規則第66条の7関係の別表19及び20に関する改正。                                                                                                                                                                                                                                          |
| 11日 | *鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(二五四)              | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和7年9月1日とし、同法附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日は、令和9年4月1日とする。                                                                                                                                                                                                                                               |

| 7月  | 改正法令                                                                                                     | 概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 11日 | <p>*<br/>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令(二五五)</p>                                                  | <p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(略称「鳥獣保護管理法」)第2条(定義)第6項、第34条の2((緊急銃猟)第3項、第34条の4((安全を確保するための措置)第1項の規定に基づき、一部を改正し、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(令和7年9月1日)から施行する。内容:1危険鳥獣としてヒグマ、ツキノワグマ及びイノシシを定めた。2緊急銃猟を実施する者の要件を定めた3緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害を防止するための通行の禁止又は制限の手続を定めた4施行期日等 令和7年9月1日</p>                             |
|     | <p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則及び環境省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令(環境二一)</p> | <p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、並びに鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令及び構造改革特別区域法の規定に基づき、並びに鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律を実施するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則及び環境省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正し、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(令和7年9月1日)から施行する。経過措置あり。</p> |

# ☆☆会報サン(令和8年1月発行予定)の原稿を募集します☆☆

## 1 募集するジャンル

○文芸作品:エッセー(随筆・随想)、俳句、短歌、詩、川柳、漫画など

○コラム(評論):趣味、健康などジャンルは自由

○産業環境に関わる新製品の紹介

○産業環境保全分野の研究や技術、取り組みの紹介

○写真:会報の表紙に掲載する写真(カラー)

\*その他 上記に当てはまらない会員への情報提供などもお寄せください!

## 2 投稿等の要領

○投稿者は原則、協会関係者とし、産業環境保全分野の原稿については、会員関係者以外の投稿も歓迎します。

○原稿は、ワード、エクセルなどで作成してください。書式指定はありません。

1頁:1行39字、36行を目安としてください。

○締切(目安) 令和7年11月28日(金)

○その他 投稿者には薄謝(図書カード)進呈

○送付(問合せ)先

〒380-0936 長野県長野市大字中御所字岡田 131-10 長野県中小企業会館5階

一般社団法人 長野県産業環境保全協会 会報編集係

電話:026-228-5886 fax:026-228-5872

Mail:[nasankan@alps.or.jp](mailto:nasankan@alps.or.jp)

～協会からのお知らせ～

○令和7年度これから協会主催で開催する研修会日程をお知らせします。

| 名 称                                                | 日 程                                                                            | 受講料等                                             | 掲載頁 |
|----------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|-----|
| 化学物質管理関連研修会（オンライン）                                 | 2026年<br>1月21日（水）・22日（木）                                                       | 一般15,000円<br>会員12,000円                           | 14  |
| 環境課題解決研究会（オンライン）                                   | 11月 未確定<br>＊テーマ募集中                                                             | 無料<br>会員等限定                                      | 15  |
| エコアクション21セミナー（オンライン）                               | 第3回9月10日（水）<br>第4回10月8日（水）                                                     | 無料                                               | 13  |
| エコアクション21認証取得研修会（オンライン等）<br>主催：<br>エコアクション21普及戦略会議 | 事前合同説明会<br>8月21日（木）（オンライン）<br>研修会（4回）<br>第1回9月24日（水）<br>第2回10月 個別<br>第3回11月 // | 無料<br>＊第1回研修会はオンライン開催。第2回研修会以降の日程は、参加事業者別に設定します。 | 12  |
| エコアクション21無料個別相談会                                   | 8月20日（水）<br>9月17日（水）<br>10月15日（水）<br>11月19日（水）                                 | 無料                                               | 表紙裏 |

＊詳細は、上記の掲載頁の案内をご覧ください。

☆☆☆ 編集後記 ☆☆☆

令和7年度も通常総会を経て4か月余り、協会主催セミナーは、環境保全基礎研修会とエコアクション21セミナー（全4回）第1回、第2回が終了しました。SDGsの目標年2030年まであと5年余り、脱炭素や環境保全の具体的な取組が喫緊の課題となっていることもあり、協会主催研修会、セミナーの参加者が増加するなど関心が高くなっていることを実感しています。今後の協会主催研修会も、昨年度同様、原則、オンラインで実施します。詳細は、各別にお知らせします。環境課題解決研究会はテーマを募集します。提案をお願いします。

協会活動へのご意見・ご提案をお待ちしています。（専務理事 古川雅文）

「令和7年（2025年）版公害関係基準のしおり（長野県環境部）」を販売しています

希望者は次の要領で、協会事務局までお申し込みください。

◎ 公害関係基準のしおり（令和7年（2025年）3月発行 長野県環境部）

(1)仕様及び概略内容 A4 130ページ程度

- 長野県に関する環境基準（水質、大気、騒音、土壌）
- 排出基準（水質、大気、騒音、振動、悪臭、土壌）
- 参考資料（農業用水基準関係、水道法水質基準など）

(2)定価 750円

(3)送料 実費 \*申込者負担

（税込み）目安：1～3冊 105円 4～6冊 210円（2口に分けて送付） 7～15冊 840円

(4)申込方法

下記申込書にご記入の上、郵送、FAX又はメールでお申込みください。1週間程度でお届けします。  
代金は、到着後1ヶ月以内に 冊子に同封した請求書記載の指定口座にお振り込みください。（振込手数料はご負担願います。）

◎申込先

〒380-0936 長野市大字中御所字岡田131-10  
長野県中小企業会館5階 （一社）長野県産業環境保全協会  
電話 026-228-5886 FAX 026-228-5872  
e-mail nasankan@alps.or.jp  
担当者：古川・須佐

(5)その他ご案内

「公害関係基準のしおり」は毎年長野県環境部で発行し、県のホームページに掲載されています。  
(<https://www.pref.nagano.lg.jp/mizutaiki/kurashi/kankyo/hozen/kogai/shiori.html>)

図 書 購 入 申 込 書（公害関係基準のしおり）

令和7年（2025年） 月 日

（一社）長野県産業環境保全協会 御中

社名・団体名

所在地 〒

担当部署・担当者氏名

電話番号

FAX番号

記

|            | 単 価   | 数量（冊） | 金額（税含む） | 送料（実費） |
|------------|-------|-------|---------|--------|
| 公害関係基準のしおり | 750 円 |       |         |        |

\*送料不明の場合は記入しなくて結構です。

請求書送付用住所票（楷書でご記入ください。ゴム印使用はなるべくお避けください。）

所在地 〒

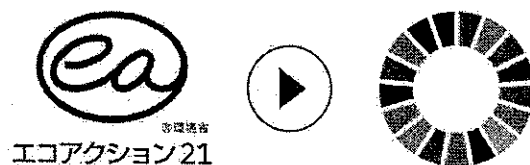
貴社名 担当部課名

担当者名 様（電話番号 ）

2050 カーボンニュートラル  
新しい時代へ 一歩前へ

選ばれる企業になるために  
「エコアクション21」

認証・登録を目指ませんか



企業の体幹を強化し、  
持続可能な未来へ



一般財団法人 持続性推進機構  
Institute for Promoting Sustainable Societies